

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20210202	株式会社香流運輸(法人番号2180001001812) 代表者高木千栄子	愛知県名古屋市長区引山四丁目606番地	本社営業所	愛知県名古屋市長区引山4丁目606番地	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第13条	令和2年10月8日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	6	3
2	20210209	カネセタクシー合資会社(法人番号2190003001231) 代表者松本岳洋	三重県松阪市神守町273	本社営業所	三重県松阪市神守町西川原276-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項	令和2年10月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(2)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。